



青 森 県 報

第二千六十四号

平成十四年八月二十三日(金曜日)

目 次

告 示

基本測量の終了.....(監 理 課) 一

公 告

建設業者の許可の取消し.....(むつ 県土 整備事務所) 一

公安委員会

型式の検定適合遊技機.....(生 活 安 全 企 画 課) 二

告

示

青森県告示第三百九十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十四年八月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間

平成十四年五月十日から同年六月二十八日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年八月二十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 駒井建設

二 氏名 駒井 正義

三 主たる営業所の所在地 下北郡大畑町大字大畑字一八の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一 二)第二〇六九号

五 取消年月日 平成十四年八月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、舗装、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二十三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRハンターチャンス	株式会社ミズホ
"	CR西部警察L	株式会社ニューギン
"	CR西部警察LR	"
"	CRピンクレディーX	株式会社第一商会
回胴式遊技機	モウジユウオウス	サミー株式会社
"	クラブロデオT	株式会社ロデオ
"	ディグダグ	株式会社オイズミ

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二百十五円一銭